

東京国際交流館 日本人学生レジデント・アシスタント募集要項
(随時募集)

1. 設置目的：

東京国際交流館（以下、「交流館」という。）は、次代を担う世界各国・地域からの外国人留学生、日本人学生及び国内外の研究者に、質の高い生活空間を提供するとともに、国際交流事業を積極的に展開し、交流空間を提供することにより、21世紀の知的国際交流の拠点になるべく、設置されました。

2. 入居資格：

以下の条件を満たしている者であること。

(1) 平成 26 年 3 月 25 日までに退去できる者

※平成 24 年 12 月 29 日（土）から平成 25 年 1 月 3 日（木）までに入居したい場合は、平成 24 年 12 月 28 日（金）までに入居手続きを済ませることが必要となります。

(2) 大学院正規課程に在籍する優秀な日本人学生で、交流館から通学が可能な者。

ただし、上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学において推薦が可能な者は、申請可能とします。（在籍開始の 30 日前から入居可）

また、休学の者は除きます。

(3) 交流館と協力のうえ、レジデント・アシスタント（以下「RA」という。）として、別紙『東京国際交流館 日本人学生（レジデント・アシスタント）の主な業務』に記載されている活動を通じて、外国人留学生等への支援並びに交流ができること。また、ある程度英語（または中国語、韓国語、スペイン語等）で対応ができる語学力があること。

※注：交流館の RA 活動には給与（RA 謝金）が発生するため、申請者が日本学術振興会の特別研究員（DC）である場合、その採用条件に抵触し、RA、特別研究員のいずれかを辞退しなければならなくなる可能性があります。該当が見込まれる場合は、予め日本学術振興会に条件をご確認のうえ、申請をしてください。

(4) 申請書提出から 2 か月以内に入居できる者

3. 募集居室数：

募集は随時受け付け、空室のあり、なしについてはホームページにて公開いたします。

【URL】<http://www.jasso.go.jp/tiec/nihonjinrazuiji.html>

最新の情報が知りたい場合は大学の担当者からお問い合わせください。

※単身用 A 棟及び B 棟は、申請者のみが入居できます。

※夫婦用 C 棟は、申請者とその配偶者のみが入居できます。その他の親族は入居できません。

ただし、入居申請後に出生した子どもについては同居を認めます。

※家族用 D 棟は、申請者とその配偶者、及びその子どものみが入居できます。その他の親族は入居できません。

※RA 活動及び生活環境を鑑み、夫婦用 C 棟及び家族用 D 棟の入居は、配偶者も常時同居できる者に限ります。

4. 入居申請手順：

貴学において入居者募集を行い、「入居申請書（別紙様式 1-2）」および「東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書」（別紙様式 3）をとりまとめ、十分審査のうえ、「入居推薦書」（別紙様式 2-2、申請者毎に必要）とともに提出してください。

一人が複数の申請（同居人名義によるものも含む）や複数居室の希望を出すことはできません。

また、提出にあたっては、次の資料も添付してください。

(1) 申請者の大学在籍期間が証明できる書類等（学生証等）の写し

(2) 【同居人のみ】申請者との続柄がわかる書類の写し

（戸籍謄本、住民票の場合は申請前 3 か月以内に発行されたもの）

5. 選考方法及び結果通知：

書類審査及び面接により選考します。面接日は、交流館が指定します。

選考結果は、面接の 10 日後までに貴学に対し文書をもって通知します。

6. 入居条件：

(1) 入居期間について

入居期間は最長で平成 26 年 3 月 25 日とします。（RA として活動するため、原則として 1 年以上）

(2) 館費等について

①館費

単身棟 A 棟／月額 52,500 円

単身棟 B 棟／月額 67,500 円

夫婦用 C 棟／月額 97,500 円

家族用 D 棟／月額 112,500 円

ただし、月の途中においては入居または退去する場合の当該月の館費は、館費の日割額（館費の月額を 30 で除して得た額）に、その月の居住日数（入居日及び退館日を含む。）を乗じて得た額とします。（退去時は退去予定日の 1 か月前までに退去届が提出されていることが条件）

②入館費

館費の 1 か月分（入館に際して徴収し、返金しません。）

③その他

光熱水料及び電話料金は全て実費。

※館費、入館費等は、事前に通知を行ったうえで改定する場合があります。

(3) RA 研修及び謝金について

入居に際し、RA 活動についての研修を行います。

また、RA 謝金として月額 1 万 8 千円を支給します。ただし、平成 25 年度については変更する場合があります。なお、次の場合には、RA 謝金は支給しません。

①当該月に 15 日以上外出する場合

- ②RA 報告書の提出がない場合
- ③館費等を支払わない場合
- ④特別な理由なく、館内の交流活動、入居サポート等の RA 業務を怠った場合
- ⑤その他、入居案内の注意事項を守らない場合

(4)同居人の入居時期について

同居人については、申請者と同時入居となりますが、何らかの理由で同時に入居できない場合は、事前に申告があった場合に限り、1 か月まで遅延を認める場合があります（ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとなり、変更することはありません）。また、申告があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。

7. 申請時の注意事項：

- (1)提出書類は漏れなく記載し準備するとともに、虚偽の申請をしないでください。入居後に虚偽の申請が判明した場合は退去処分としますので、十分注意してください。
- (2)館費は入居許可期間の初日から発生します。入居許可後に期間の変更はできません。
- (3)交流館の設置目的に鑑み、次の点に注意し、推薦してください。
 - ①交流館が実施する各種イベント等の企画・運営へ積極的に参加できる者
 - ②RA 業務遂行に係る時間的余裕を十分に持てる者
(年複数回、平日 10 時 30 分・14 時・16 時に入居サポートが可能な者)
 - ③入居予定期間が長い者（原則として 1 年以上）
- (4)居室は交流館で指定します。
- (5)夫婦用 C 棟及び家族用 D 棟には入居者専用駐車場がありますが、数に限りがあり、入居後に申請を受け付け、調整しています。既に乗用車をお持ちの方でも、入居後すぐに使用できるとは限りませんのでご注意ください。
- (6)交流館が通学・通園範囲となっている公立の小中学校、幼稚園及び認可保育所は次のとおりです。

【中 学 校】江東区有明中学校

【小 学 校】江東区有明小学校／江東区立東雲小学校

【幼 稚 園】江東区立ひばり幼稚園

【認可保育所】江東区立東雲保育園／江東区立東雲第二保育園／東雲学童クラブ

YMCA オリーブ保育園／ベリーベアー保育園

なお、認可保育所は待機児童が非常に多く、入所が困難な状況が続いています。すぐに入所できるとは限りませんので、同居人に乳幼児がいる申請者を推薦する際は予め申請者にお伝えおきください。

8. 添付書類：

- (1)入居申請書（別紙様式 1-2）
- (2)入居推薦書（別紙様式 2-2）
- (3)東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）
- (4)（資料 1）東京国際交流館の居室概要について

- (5) (資料 2) 居室レイアウト (各棟標準タイプ)
- (6) (資料 3) 入居に関する Q&A
- (7) (資料 4) 東京国際交流館 日本人学生 RA (レジデント・アシスタント) の主な業務
- (8) (資料 5) 入居許可後の諸手続き
- (9) (その他資料) 入居申請の流れ
- (10) (その他資料) 入力表パスワード付与の方法
- (11) 入居申請者情報入力表

9. その他：

- (1) 関係書類に記載された個人情報、独立行政法人日本学生支援機構及び財団法人日本国際教育支援協会が当館の管理・運営を行うためにのみ使用し、法律上の要請があった場合を除き、その他の目的には使用しません。
- (2) 選考結果の如何に関わらず、申請書類は返却しません。
- (3) モデルルームの見学は事前予約制で、通常は休日を除く毎週水曜日の 14 時に行っておりますが、貴学の担当者が見学を希望される場合は随時相談に応じます。

10. 関係書類の提出先及び照会先：

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1 国際研究交流大学村内

独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

留学生事業部 交流・宿舎事業課 留学生宿舎係 東京国際交流館担当

電話 03-5520-6033

ファクシミリ 03-5520-6034

E-mail tiec@jasso.go.jp

東京国際交流館 日本人学生（レジデント・アシスタント）の主な業務

日本人学生のレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）としての主な活動内容は、次のとおりとする。

1. 相談活動と報告等
 - (1) 相談活動
 - (2) 定例の RA 会議への出席及び報告書の提出
2. 緊急時の対応及び講習の受講等
 - (1) 火災、病気、けが等の事故発生時の対応
 - (2) 防災訓練への参加・協力
3. 国際交流事業への参加・協力
 - (1) 本交流館が主催する事業等への参加・協力
 - (2) 交流館と外部団体との交流プログラム等への参加・協力
 - (3) 自主的な活動の企画・実施（スポーツ大会・ハイキング・工場見学・交流会等）
4. 入退去時の手続き等への協力
 - (1) 入居時のオリエンテーション補助（館内、居室内備品等の使用説明等）
 - (2) 館内及び近隣の案内
 - (3) 居室の使用方法について説明
 - (4) 入居規則の説明
 - (5) オリエンテーションへの参加
 - (6) 退去手続き及びルームチェック等補助
5. 入居者への生活指導等
 - (1) 共用施設・設備の衛生維持の呼びかけ
 - (2) 交通安全・防災等の安全についての啓発
 - (3) 他の入居者の生活を妨げる行為を行う者に対する指導・助言
6. 外国人留学生の担当人数等

RA は、各階に入居し、数名の特定の外国人留学生・研究者を担当する。
7. RA リーダーの業務

各階毎に置かれる RA リーダーは、各階の RA の取りまとめ及び定例の RA 会議への出席が義務付けられる。

東京国際交流館の居室概要について

1. 名称及び所在地等

- (1) 名 称 東京国際交流館
- (2) 所 在 地 東京都江東区青海2-2-A, B, C, D 国際研究交流大学村内
- (3) 電話番号 03-5520-6000 (管理センター)
- (4) 交 通 ゆりかもめ「船の科学館」駅下車 徒歩約3分
りんかい線「東京テレポート」駅下車 徒歩約15分
都営バス「船の科学館駅前」下車 徒歩約1分
- (5) 敷地面積 35,985.72㎡
- (6) 建築面積 11,244.79㎡
- (7) 延床面積 82,647.25㎡

2. 施設設備

(1) 単身用A棟 (地上14階地下1階建、SRC造、330室)

① 居室 (1人部屋)・・・1ルーム (20㎡)

設備等 : シャワー、トイレ、洗面台、空調機、ベッド、椅子、本棚、
冷蔵庫、電話、インターホンなど
(テレビ、パソコンは用意していません。)

- ##### ② 共用部分・・・交流ラウンジ (各階)、自習室、日本語研修室、相談室、茶室、 調理実習室、会議室など なお、各階には共用として食事室及び洗濯室を整備しています。 また、掃除機及びアイロンを貸出します。

(2) 単身用B棟 (地上14階地下1階建、SRC造、300室)

① 居室 (1人部屋)・・・1ルーム (30㎡)

設備等 : シャワー(バス)、トイレ、洗面台、キッチン(電磁調理器付)、
空調機、ベッド、机、椅子、本棚、冷蔵庫、洗濯・乾燥機、掃除機、
電話、インターホンなど
(テレビ、パソコンは用意していません。)

- ##### ② 共用部分・・・交流ラウンジ (各階)、音楽室、美術室、製図室など

(3) 夫婦用C棟 (地上11階地下1階建、SRC造、110室)

① 居 室・・・2LDK (80㎡)

設備等 : バス、トイレ、洗面台、キッチン(電磁調理器付)、空調機、ベッド、
ソファ、ダイニングテーブル、椅子、書棚、冷蔵庫、洗濯・乾燥機、
掃除機、電話、インターホン、書斎など
(テレビ、パソコンは用意していません。)

- ##### ② 共用部分・・・交流ラウンジ (2層吹抜式)

(4) 家族用D棟 (地上9階地下1階建、SRC造、56室)

① 居 室・・・3LDK (100㎡)

設備等 : バス、トイレ、洗面台、キッチン(電磁調理器付)、空調機、ベッド、
ソファ、ダイニングテーブル、椅子、書棚、冷蔵庫、洗濯・乾燥機、
掃除機、電話、インターホン、書斎など
(テレビ、パソコンは用意していません。)

- ##### ② 共用部分・・・交流ラウンジ (2層吹抜式)、プレイルーム

- ※1 単身用A棟～家族用D棟の全戸について、オートロック式ドアを採用し、ICカードによる解錠とします。
- ※2 居室内でのインターネットの利用を希望する場合は、個人で契約する必要があります。

(5) その他

- ① プラザ平成（地上6階地下1階建、SRC造）
 ア. 国際交流機能・・・国際交流会議場、メディアホールなど
 イ. 生活支援機能・・・体育室、トレーニング室など
 ウ. 管理・情報提供機能・・・管理センターなど
- ② コンビニエンスストア（24時間営業）
- ③ 屋外運動場（3,000㎡）及びクラブハウス（地上1階建、RC造）
- ④ 駐車場（居住者用99台（原則、夫婦、家族及び身障者用）、外来者用61台）および駐輪場（1,021台）

3. 館費等

(1) 館費（月額）

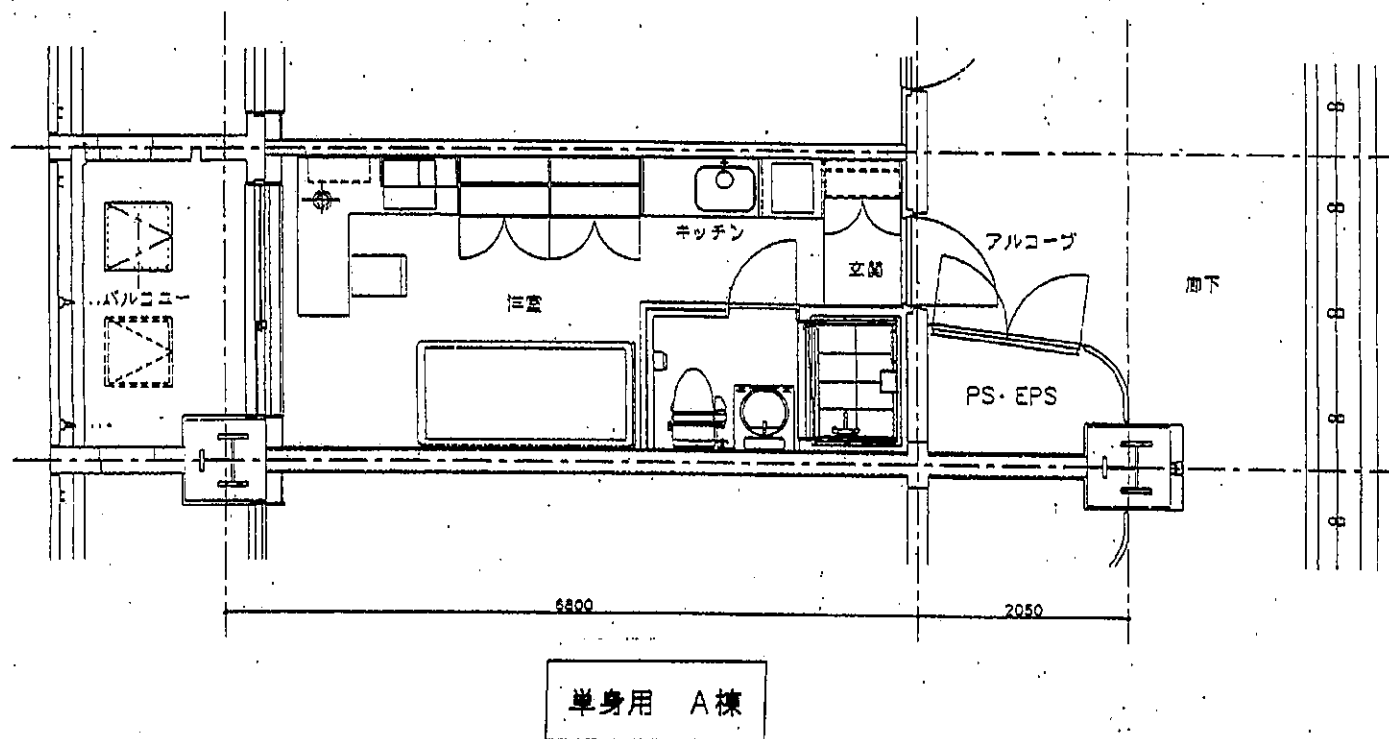
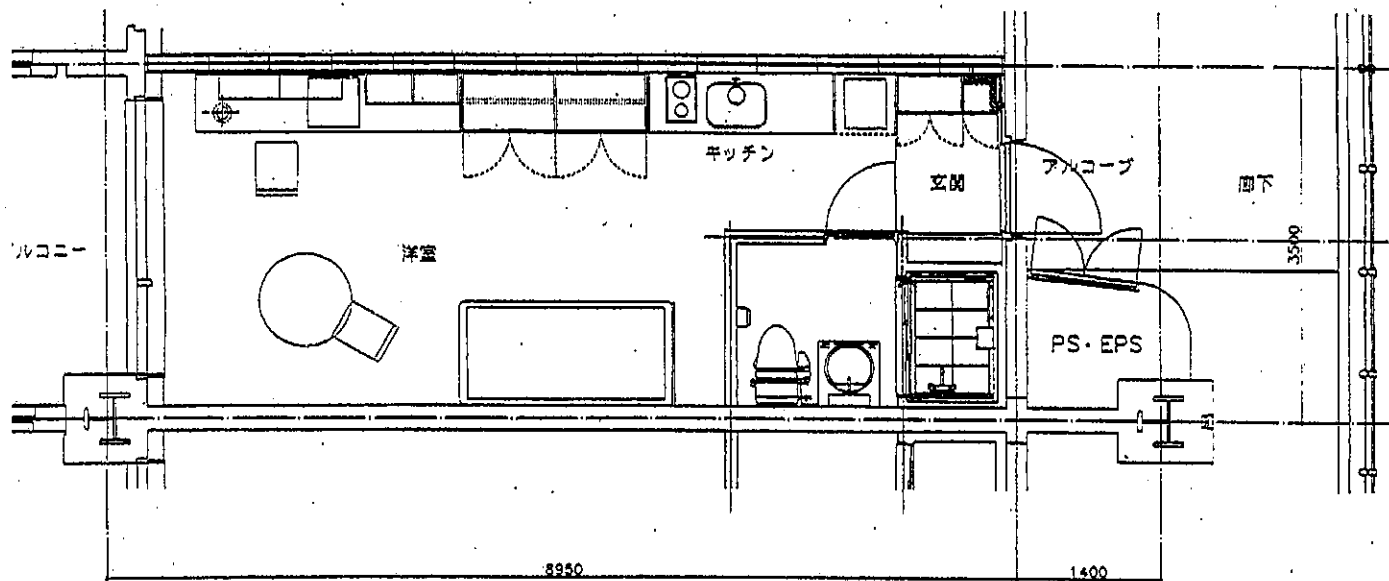
	留 学 生	日本人学生・研究者	備 考
単身用A棟	35,000円	52,500円	光熱水費、電話料金は実費。 ／月の途中で入居又は退去する場合は、日割計算されます。
単身用B棟	45,000円	67,500円	
夫婦用C棟	65,000円	97,500円	
家族用D棟	75,000円	112,500円	

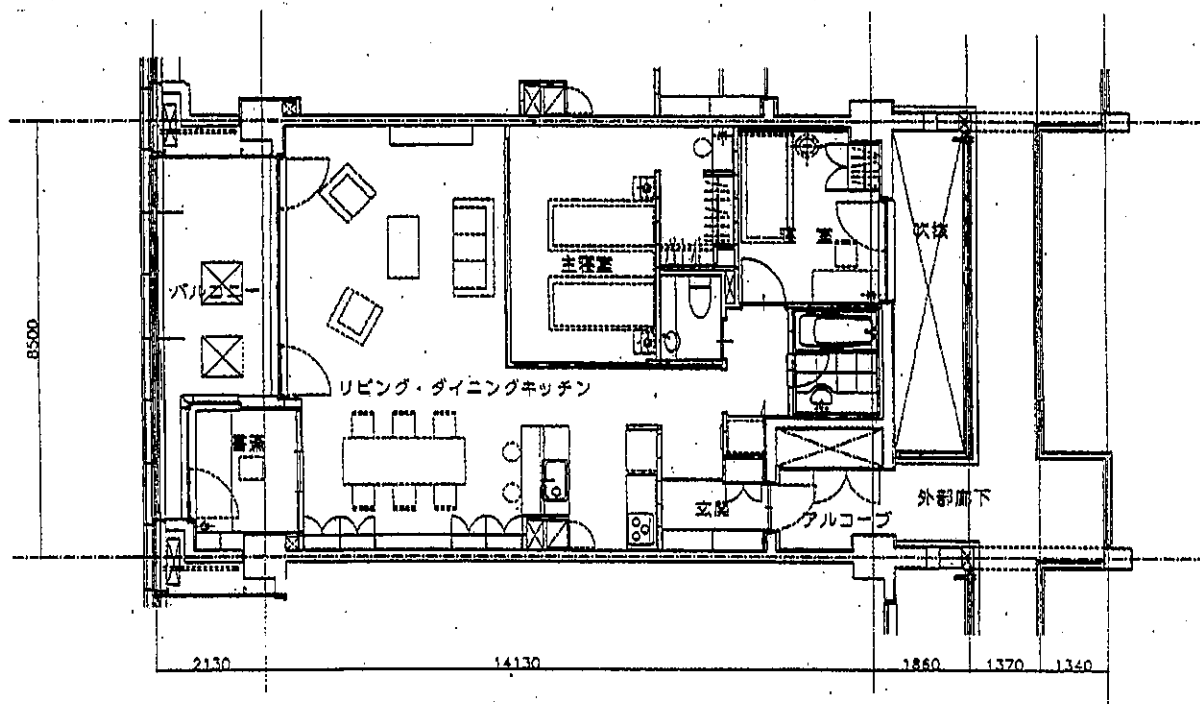
(2) 入館費（入館時に1回徴収）

	留 学 生	日本人学生・研究者	備 考
単身用A棟	35,000円	52,500円	入館費は、返金しません。
単身用B棟	45,000円	67,500円	
夫婦用C棟	65,000円	97,500円	
家族用D棟	75,000円	112,500円	

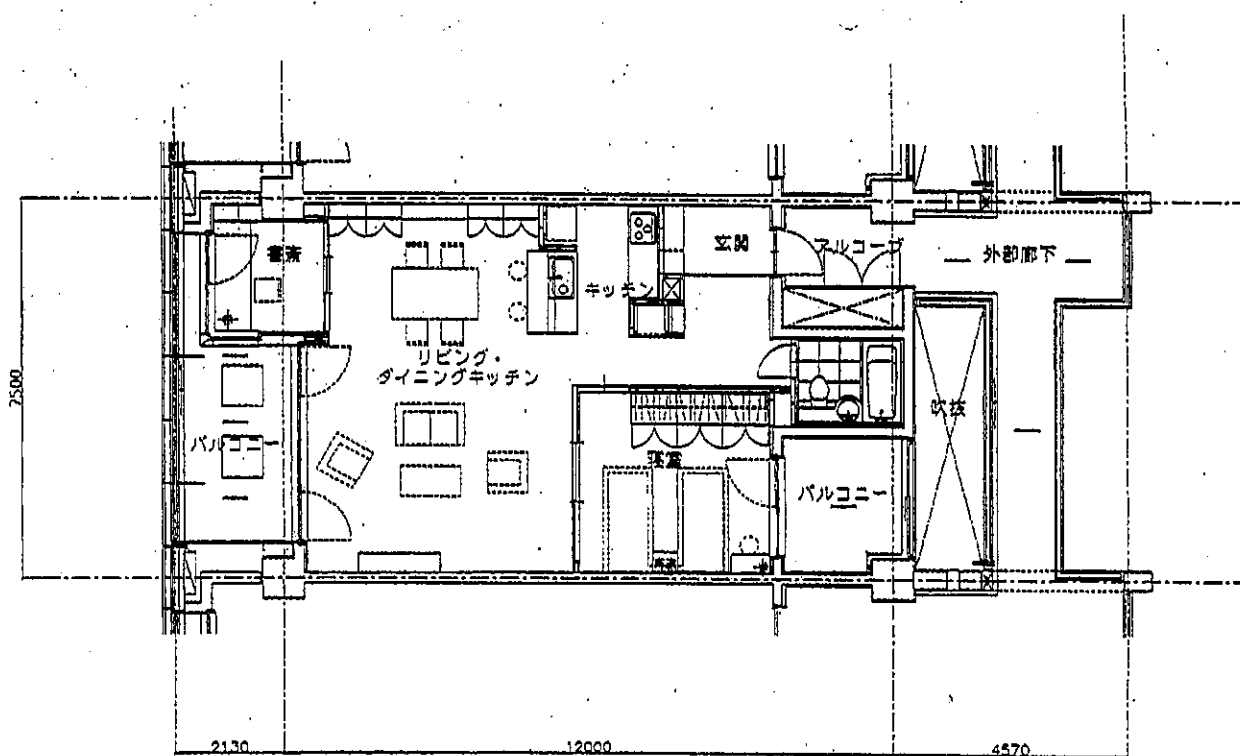
4. その他

近隣には、診療所、郵便局があります。





家族用 D棟



夫婦用 C棟

平成23年7月15日更新

No.	種類	質問	回答
1	入居資格	研究生(聴講生)の外国人留学生は入居できますか？	正規課程でない外国人留学生については、正規課程に進学することが既に決まっている準備期間の研究生(新規渡日の国費留学生等)のみ、入居することができます。正規課程進学が決まっているいない者や、正規課程修了後、論文作成のため引き続き大学に留まる研究生等は入居できません。
2	入居資格	通信制の大学院に在籍している学生は入居できますか？	できません。通学制の大学に在籍する学生のみが対象となっています。
3	入居資格	日本人学生RAには、社会人学生を推薦してもよいですか？	正規課程に在籍しており、RA業務を行う意欲と時間的な余裕があれば構いません。但し、正規課程修了と同時に入居資格もなくなり退去していただくことになりますのでご注意ください。
4	入居資格	日本滞在歴が長く、日本語も流暢な外国人留学生をRAとして推薦することはできますか？	できません。
5	入居資格	配偶者が日本人の外国人留学生が入居を希望しています。夫婦用C棟と家族用D棟は、配偶者が日本人でも入居できますか？	入居できます。夫婦用C棟及び家族用D棟の同居人は外国人、日本人を問いません。
6	入居資格	夫婦用C棟に入居希望の学生がいます。本人はどの国際交流会館にも入居経験がないのですが、配偶者が東京国際交流会館に1年入居していたそうです。入居できる期間はどのくらいですか？	入居できる期間は同居人の入居経験も通算して2年以内(日本学生支援機構が運営する他の国際交流会館の入居経験も含む)ですので、残りの入居できる期間は1年となります。
7	居室タイプ	入居する居室について、高層階、角部屋等の希望を出すことはできますか？	できません。当館の指定する居室に入居していただきます。指定枠推薦の場合は概ね同じ大学・研究機関の者が住んでいた居室に入居していただくこととなりますが、フロア毎の国・地域、大学、性別等を調整するため、別の居室を指定することもあります。
8	入居期間	外国人研究者です。外国人留学生の時に東京国際交流会館に入居していましたが、研究者として再度入居できますか？	以前の入居期間(通算)が1年未満であれば、入居できます。その際、入居できる期間は2年から過去の入居期間を差し引いた期間となります。東京国際交流会館以外の日本学生支援機構が運営する(または、運営していた)国際交流会館等に入居していた場合も同様です。
9	入居日	新規渡日者で、許可された入居期間より早く来てしまいう者がいます。入居期間の初日を早めることはできますか？	できません。入居許可期間初日までは各自で宿泊先を手配していただくことになります。なお、別途料金はかかりませんが、当館にも研修宿泊室(単身用)及びゲストルーム(家族用)がありますので、空室があれば利用できます。 (参照先: http://www.jasso.go.jp/tiec/shukuhaku.html)

平成23年7月15日更新

No.	種類	質問	回答
10	入居日	引越しの都合等で実際の入居が遅れた場合、館費の発生を遅らせるために期間を変更することはできますか？	できません。実際の入居が、許可した期間の初日より後であっても、館費及び光熱水料等は入居許可期間初日から発生します。ただし、新規渡日で査証取得や航空便の手配が不可能だった場合のみ、変更を考慮することがありますので個別にご相談ください。
11	入居日	実際に引越しを予定している日は土曜日ですが、引越しは土休日でも可能でしょうか？	入居手続きを事前に済ませていれば、窓口（管理センター）が閉室している土休日でも引越しは可能です。但し、当館での大きな催事日前後は、トラックによる搬入ができない場合がありますので、引越し日を決める前に管理センターにご相談ください。
12	入居日	入居許可をもらった者が諸事情で入居辞退をする場合、館費等はどのような扱いになりますか。	入居期間が始まる前日までに推薦担当部局を通して交流館管理係まで連絡いただいた場合、入居前辞退と認めます（申請者からの連絡は認められません）。この場合は入館費、館費は発生しません。入居期間の初日以降については、推薦担当部局を通して交流館管理係まで連絡いただいた日までの日割の館費と入館費を徴収いたします。入居辞退は入居期間の始まる前日までにされるようご注意ください。（辞退届の提出については、「入居許可後の諸手続き一覧」No.7をご覧ください。）
13	長期不在	日本人学生RAの入居者が短期留学で1か月程度不在にする予定だが、問題ないでしょうか？	「長期不在・旅行・一時帰国届」を提出し、RA業務に支障が出ないよう、同フロアのRA間等で各自調整できるのであれば、1か月程度なら問題ありません。但し、1か月を大幅に超える不在や、長期不在が頻繁に続く場合は、業務の遂行が不可能であると見なし、退去いただくことがあります。
14	期間延長	同じ研究科の博士課程に進学予定（または学位取得のため修了時期を延長する予定）の者で、在籍期間が変わる前に入居期間延長申請をしたいが、進路が決まるのが当初の在籍期間終了ぎりぎり、延長申請時には延長希望期間の在籍及び期間が証明できない場合、申請は可能でしょうか？	在籍証明に代わるものとして、推薦担当部局において、(1)進学見込みであること（在籍見込み期間を明記）、(2)在籍証明できる書類が揃い次第提出すること、(3)入居資格が得られなかった場合は速やかに退去させること、の3点を記した文書（当館館長宛て）を作成し提出いただくことで、申請可能です。
15	期間延長	1月に入居期間2年満了を迎える博士課程の外国人留学生がいます。3月末で卒業、帰国の予定ですが、卒業まで入居期間を延長することは可能でしょうか？	外国人留学生の入居者で、在籍期間が3月31日（秋入学の者は9月30日）までながら、当該年の1月1日（秋入学の者は7月1日）以降に入居許可期間が満了してしまう者に限り、当該課程の在籍期間終了日まで延長を認める場合があります。日本人学生RAと研究者には適用されませんのでご注意ください。
16	期間延長	入居期間延長申請が行えるのは1回限りでしょうか？	通算の入居期間が2年を超えず、属性（留学生、研究者の別）に変更がなければ、再申請も可能です。